

小型特殊自動車を購入、所有されているみなさまへ

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車または農耕作業用トレーラなどの農耕作業用自動車や、フォークリフト、ホイールローダなどの小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）の課税対象です。

※公道を走行する、しなに関わらず軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

※現在使用していない車輛でも、所有していると課税されます。

なお、軽自動車税の課税対象となる車輛は、固定資産税（償却資産）の対象外です。

該当する車輛を取得した方（法人）、または標識（ナンバープレート）の交付を受けていない車輛を所有している方（法人）は、速やかにナンバープレートの交付を受けてください。申告がない場合には10万円以下の過料が科せられます。（市税条例第77条）



申告手続きに必要なもの

- 車名（メーカー）、型式、車台番号、排気量（または馬力）がわかるもの
- 印鑑（認印でも可）

小型特殊自動車の申告手続きについて

車輛について	お手続き方法
・ 車輛を取得した	「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」を提出して標識の交付を受けてください。
・ 車輛を処分し、別の車輛に買替えた	車体変更の申告が必要となります。
・ 既に車輛を所有しているが、まだ標識の交付を受けていない	速やかに「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」を提出し、標識の交付を受けてください。



廃車や名義変更をお忘れの車輛はありませんか？

すでにお手元のない車輛に対して課税されている場合、名義変更や廃車の手続きが行われていない場合が考えられます。

これらについて、廃車や名義変更の手続きを行っていただくことで次年度より課税されません。

またナンバープレートも車輛もない場合は、申し立てをすることにより課税を保留できる場合があります。

お問合せ先

村上市役所 税務課 収納対策室 TEL0254(53)2111（内線:2132）